

山形県入札監視委員会令和3年度第2回定例会議 審議事項の概要

- 1 開催日時 令和3年11月15日（月）13時30分～15時30分
- 2 会場 県庁1001会議室
- 3 出席委員 委員4名（砂田委員長、青柳委員、古川委員、原田委員）
- 4 県出席者 県土整備部次長、県土整備部整備推進監、関係部局職員など計28名

5 審議事項の概要

(1) 抽出事案の審議について（対象期間：令和2年10月1日～令和3年3月31日）

① 抽出事案 1

令和2年度災害に強いみちづくり事業（地債）一般県道狸森上山線

測量及び擁壁設計業務委託

【建設工事関連業務委託／指名競争入札／村山総合支庁建設部道路課】

委員	予定価格より低く入札したのが落札業者のみとなっているが、何か事情があるのか。あるいは県の積算が低かったということはないのか。
県	今回の事案については、全て公表している単価、基準で積算をしており、それを基に予定価格を決めているので、県の積算が低いということには当たらないと考えている。 あくまでも推測だが、予定価格を超過した8者については、業務の内容に伴う利益率や配置予定技術者の手持業務量との関係や他の業務の受注計画等様々な事情があって、積極的に当該業務を受注しようとしたかったと考えるのが妥当ではないかと思われる。
委員	変更契約について、設計条件の見直しが生じたとあるが、事前に察知できない内容だったのか。
県	当初はクラックの入った擁壁の更新を想定していた。この場合、狭い現道を大きく掘削することにより、全面通行止めを行いながらの工事になることは事前に想定できたが、業務発注後の市側との協議の中で、長距離迂回となった場合の利便性を考えると全面通行止めは厳しいことから、施工条件を変えざるを得なかった。 そういう条件の変更が示されたことで、既存の擁壁を活か

	してそれを補強する新たな工法の案も追加で検討することになったので、増額となった。
委員	片側交互通行のために工期が延びるということ、擁壁の更新よりも補強をした方が金額は高くなるということなのか。
県	既設の擁壁を壊して新たに作り直すという当初の想定がほぼできない状況になり、既存のものを補強しながら、通行を確保しながら行う工法を選択せざるを得ない状況となった。
委員	今回のような事案の場合、事前に市と協議等を行わないのか。
県	今回の事業箇所は、交通量が少ないということもあって、コスト縮減の観点も含めて、工事は全面通行止めのもとで短期間に施工したいとの想定があった。 工事の段階で全面通行止めによる施工ができない状況が発覚するよりは、本業務の中で、市と協議を行って現場状況に合った工法を選択できたことは結果として工事の一時中止を回避できることになるのでよかったですと思っている。
委員	市と事前に調整して、全面通行止めできないという話が進んでいれば、そもそも発注の際の条件も変わってきたと思われる。受注業者にとっても、変更ということは見通しが変わることになるので、留意していただきたい。

② 抽出事案 2

令和 2 年度道路施設長寿命化対策事業（補助・橋梁修繕）主要地方道米沢飯豊線中津川橋橋梁補修工事

【建設工事／随意契約／県土整備部道路整備課】

委員	詳細調査の実施によりケーブルの損傷がわかったということだが、詳細調査を行わなければわからない損傷だったのか。事前にはわからない内容だったのか。
県	橋梁の定期点検でケーブルの緩み等がみつかり、それを踏まえて令和 2 年 8 月に詳細調査を実施した。 桁の内部まで見るのはなかなか容易ではなく、詳細調査で桁内部のケーブルが損傷していることがわかった。
委員	見積調書を見ると、1回目と2回目は高めに出てきているが、何か事情があるのか。
県	1回目は予定価格の103.6%で、お互いの考え方が一部違うところがあったのではないかと考える。
委員	県外から重機機械を手配するため変更契約を行っているが、県内ではできないとの前提で契約しているのか。受注業者を選定した経緯を説明いただきたい。

県	<p>受注業者は、中津川橋新設時の工事を請け負っていること、中津川橋は全国的に珍しい橋梁ではあるが、そういった珍しい橋梁でも実績があることから、(一社)日本橋梁建設協会東北支部より推薦いただいた。</p> <p>大型の機械については、緊急でなければ県内でも手配可能だが、積雪までに工事を終わさなければならないことから、県内からの手配が不可能であったため、結果として県外から手配したもの。</p>
委員	仮足場は本復旧工事のために残してあるのか。
県	<p>上空に張った仮設のケーブルについては撤去した。鉄塔についても、通行の妨げになることから撤去した。</p> <p>ただ、今回の工事で設置したバイパス材を、本復旧の仮設材として利用する計画である。</p>
委員	出動要請書に契約見込額が約3億円とあるが、これはどういうものか。
県	<p>8月の下旬に損傷がわかり、その後、橋梁建設協会や国土交通省等から技術的な意見をいただきて、工法等の検討を行った。</p> <p>そういった検討を踏まえて、応急的な対応を行うための出動要請書を出している。</p> <p>通常とは異なり、最初に出動要請書を出し、相手方の合意を受けて、設計書を作って、正式に契約を結ぶという段取りの一つである。</p>

③ 抽出事案3

令和2年度（国補正）酒田港整備事業費（防災安全・重要）

酒田港南防波堤改良工事

【建設工事／一般競争入札(条件付)／県土整備部港湾事務所】

委員	入札参加可能業者は何者程度を想定していたのか。
県	資格を有する業者としては130者ほどだが、海の仕事のため、自社で台船や起重機船その他を準備できるのは4者程度と想定していた。
委員	変更契約を行っているが、具体的にどのような内容か。
県	古い施設のため、ブロックが沈んでいるなど当初想定していた地盤と変わっていたため、そのブロックの撤去等で増額となった。
委員	防波堤にコンクリートを吹き付ける方法を採用したとのことだが、やり方としてはケーソンを設置する方法も考えられるのではないか。今回の工法を選択した理由は。

県	2～3年かけて調査をして、どのような工法が一番いいのか検討したところ、腹付けコンクリートで隙間をふさぐのが一番いいと考えたところ。 酒田港は9月末頃から荒れてくるため、大規模改修は現実的ではないことから、今回の工法にした。
委員	作業船等の問題で入札参加業者が少なくならざるをえないという事情があるのか。
県	地域要件を広げればある程度業者もあると思うが、4者あれば何とかできるのかな、というのが現状である。

④ 抽出事案 4

令和2年度金森目2期地区経営体育成基盤整備事業第2工区工事（繰越）

【建設工事／一般競争入札（条件付）／庄内総合支庁産業経済部

農村整備課】

委員	入札参加資格確認申請が4者、応札が3者だが、応札可能業者は何者か。
県	39者。
委員	過去3年間継続している案件とのことだが、過去に入札しているのは同じ業者か。
県	過去3年間の落札業者は今回の落札業者と同様。 本事案は4者が入札参加申請し、うち応札が3者。 1年目は4者が入札参加申請し、うち応札が2者。 2年目は3者が入札参加申請し、うち応札が1者、という状況であった。
委員	本案件は評価点で逆転しており、施工実績や施工経験で差についているようだが、今回のような工事はあまり多くない工事なのか。
県	最近は増えているが、過去にはそれほど多い工事ではなかつたため、そこで差がついたのかと思う。
委員	入札を辞退した業者が一者あるが、その理由は把握しているか。
県	辞退の理由は聞いていないが、他の区画整理工事を受注したようなので、そのためではないかと思う。
委員	事後審査というのはどういうものか。
県	事前審査と事後審査があり、入札参加資格の有無をいつ審査するかということ。 事前審査は、全ての業者を審査した上で入札を行う。事後審査は、開札後に評価値の最も高い業者が資格を有しているか審

	査する方法で、適正な業者を選ぶという点では遜色ないが、事務を大幅に軽減できる。
委員	可能性としては、事後審査で資格無しになることもあるのか。
県	あり得る。
委員	一般的には事前審査なのか。
県	本事案が採用している総合評価の簡易Ⅱ型では事後審査としている。

⑤ 抽出事案 5

令和2年度（明許）山形県立置賜農業高等学校畜産実習施設改築（建築）工事

【建設工事／一般競争入札（条件付）／置賜総合支庁建設部建築課】

委員	応札が2者ということで、何か事情があるのか。
県	本事案は木造で、県産材を使用しなければならないが、対応できる業者がそんなに多くはないことが実情としてある。 また、県産材の流通材を使用しないとなかなか利益が少ないとやウッドショックの直前の時期であったことの影響もあり、落札率も99.9%と高かった。そのような事情で応札者が少なかったと考えられる。
委員	入札したものの中落札しなかった業者が下請業者に入っているが、よくあることなのか。
県	珍しいことではない。
委員	参加申請があったのは4者で、2者辞退しているが、理由を把握しているか。
県	明確にはわからない。

⑥ 抽出事案 6

令和2年度河川整備単独事業（河川自然災害・補正）月布川測量設計業務委託

【建設工事関連業務委託／指名競争入札／村山総合支庁建設部
西村山河川砂防課】

委員	変更契約を3回行っているが、その内容とまとめて変更しなかった事情、また、当初の契約の段階でわからないものだったのかという点を伺いたい。
県	第1回変更の主な理由は、測量業務のうちの基準点測量について、当初3級基準点を4点、各地区2点ずつ設置することとしていた。通常、基準点測量は国土地理院の三角点を利用する

	<p>が、現地を確認したところ、昨年の大雪で残雪が非常に多く、基準点測量に相当な期間が必要になることが判明した。災害の対応ということで、期間短縮を図るために、電子基準点というものを利用して行う測量に変更した。</p>
	<p>第2回変更は、測量のうちの地形測量について、当初UAV写真測量で実施することを想定していたが、現地を詳しく確認した結果、河道の中に土砂が堆積していることが確認された。写真測量では土量が正確に把握できないため、堆積土砂量を正確に把握するためにUAVレーザー測量に変更した。</p>
	<p>第3回変更は、ある程度設計が進んだ段階で、排水工や階段工が追加で必要になることが判明したため追加した。</p>
	<p>いずれも当初は判断できなかったものをその時々で必要に応じて変更した。</p>
委員	指名業者選定について、特性評価を行っているが、落札業者はどれに当たるか。
県	1番目の業者だった。
委員	施工場所が2箇所に離れているようだが、第2回変更の際に問題となったのは両方か、それともどちらかだけか。
県	基準となる三角点は山の方にあるため、そこに残雪が多くかった。
委員	どちらも同じということか。
県	そのとおり。
委員	雪が解けるのを待つしかない状況だったが、早く行う必要があるため変更したということか。
県	そのとおり。
委員	堆積土砂量を測る必要が出てきたことについて、当初からそうしなかったのは何か理由があるのか。
県	発注時期が冬だったこともあり、雪で土砂が隠れていたので、土砂が堆積していることまで把握できなかった。
委員	価格を抑えるのも大事なので、当初は写真測量の発注にせざるを得ないということか。
県	はい。

4 その他 特になし